

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和5年2月16日(木) 午後1時30分から午後2時10分
場所 富山県民会館601号室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、高松賢二郎、塩谷俊之、鷺北英司、濱田清人、
中村好成、上野佳弘、水島洋、坂田博美、三國嘉彦、荻野洋一、
島崎慎一、河合雅司
(欠席委員：大浦清和)

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

三國嘉彦、濱田清人

6 県職員

北川副主幹、飯野主任、大津主任

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量の変更について(ずわいがに)(諮問)

水産漁港課から、資料1により「知事管理漁獲可能量の変更(ずわいがに)
について」説明された。

水産漁港課の大津主任から、本県が現在数量明示で31トンとなっている
ずわいがに日本海系群A海域のTACについて、表1に示すとおり、令和5年
1、2、3月に過去3年の最大値を用いて漁獲予測したところ、令和4年
11月から令和5年3月までの富山県の2022年度漁期のTAC消化率が95%に
達する可能性が示唆された。このため、令和5年1月12日開催の2022年度
A海域ズワイガニTACに係る協議会および協定委員会において、予想される
TAC消化率が90%より小さくなるよう、国の留保枠から2トンの配分を要望
したところ、全量配分が認められた。それを受け、この度水産庁より都道府
県別漁獲可能量変更の通知があったため、漁業法第16条および富山県資源

管理方針に則して、増加分全量を富山県ずわいがに漁業へ配分し、知事管理漁獲可能量を 33 トンに変更することについて、海区漁業調整委員会に諮問させていただく。

網谷会長代理から、ずわいがに TAC は本来、小型底びき網漁業に割り当てられたものであり、今後、ズワイガニの TAC 消化率が 90%を超えるような状況になれば、小型底びき網漁業の漁獲を優先し、刺網漁業者によるズワイガニの漁獲を停止させるような措置をとるべきであるとの意見が述べられた。

水産漁港課の北川副主幹から、今回の国への追加配分要望は、小型底びき網漁業者が漁獲制限を強いられないようにするために行ったものであり、刺網漁業者には引き続き指導していくが、この追加配分により、これまでのペースで漁獲すれば、今漁期、小型底びき網漁業者が漁獲制限を必要とする事態にはならないと考えていると回答された。

このほか、委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として答申することで承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量への追加配分に関する取扱いについて（報告）

水産漁港課から、資料 2 により「知事管理漁獲可能量への追加配分に関する取扱いについて」説明された。

水産漁港課の天津主任から、漁獲可能量いわゆる TAC 制度では、国から都道府県別漁獲可能量が示されると、県は「資源管理方針」に即し、知事管理区分に配分する量を設定し、海区漁業調整委員会に諮問したうえで国へ承認申請することとなっている。同じく、知事管理漁獲可能量の変更の際も読み替えて準用されるため、国の留保枠からの漁期中の追加配分についても諮問が必要である。知事管理漁獲可能量への追加配分の今後の取扱いとして、漁期中の増枠については速やかな配分が必要であることから、富山県資源管理方針で漁期中の漁獲可能量の増加については全量を直ちに知事管理区分へ配分するよう記載されており、手続き上、事前に海区漁業調整委員会での理解が得られれば、海区へは諮問せず、事後報告とすることができることを水産庁に確認済みである。したがって、今後、管理区分が 1 つの魚種における漁期中の追加配分については、国から都道府県別漁獲可能量が示された後、ただちに知事管理漁獲可能量へ配分を行い、海区委員会へは事後報告としたいとの説明があった。

上野委員から、他県から TAC の融通を受けた場合も事後報告となるのかとの質問がなされた。

辻本事務局長から、クロマグロのように地区別に配分が必要な場合には、これまでと同様に海区に諮問したうえで配分する。

北川副主幹から、クロマグロ以外の魚種では地区に配分されないため、ズワイガニのように、県全体の枠が増えるのであれば、事後報告とさせていただきたいとの回答があった。

このほか、委員からの質問等は無かった。

(3) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

水産漁港課から、資料3により「知事管理漁獲可能量の変更（くろまぐろ）について」説明された。

水産漁港課の飯野主任から、水産庁が仲介する第6回配分量の融通において、他県からの譲渡に伴い、小型魚を1.3トン増枠できることとなった。配分の考え方として、追加配分は、定置漁業に全量配分し、漁船漁業については、近年1～3月の漁獲が少ないため、追加配分しないこととする。また、定置漁業における漁協別の配分方法は、平成22年から24年実績に基づき算出された当初枠に基づき按分する。今管理年度で融通等により、さらに追加配分があった場合も上記と同様の方法で配分したい。この考え方については、事前に県内各漁協に意見照会したところ、意見はなかった。このため、令和5年2月10日付け4水管第3362号で、国から県へ配分の通知があったことから、本委員会でも各知事管理区分への配分について諮問したい。

高松委員から、追加配分について他県から譲渡があったとのことだが、どこの県から譲渡されたのか、また、その理由は何かとの質問があった。

飯野主任から、どこの県からの譲渡かは資料を持ってきていないため即答できない。また、譲渡された理由についても聞いていないが、おそらく枠が余っているか、消化率メリットを得るために譲渡したのではないかと推測される。

このほか、委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(4) 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

事務局から、「第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」説明された。

事務局の辻本事務局長から、本広域委員会は、令和4年12月1日に開催され、網谷会長代理に出席いただいた。トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価については、富山県でのトラフグ漁獲量は約1トンと少ないが、針数制限などの資源管理をしているにもかかわらず、当系群では資源状態が悪い。ベニズワイガニ日本海系群の資源評価では、大和堆などの沖合で操業する大臣許可漁業で資源状態が悪く、沿岸で操業する知事許可漁業で資源状態が良くなっている。将来TAC魚種化される際に、大臣許可と知事許可をあわせて数量管理されると知事許可漁業に不利益が生ずる可能性がある。令和5年3月10日に、兵庫県において富山、石川、福井、兵庫県の4県協議会が開催されることとなっており、知事許可漁業のTAC配分を堅持することについて協議することとなっている。マアジ対馬暖流系群については、資源状態が悪く、富山県においても漁獲状況が良くない。マサバ対馬暖流系群については、太平洋系群の資源悪化が叫ばれており、青森県八戸等への水揚げ量が激減しているが、富山県を含む日本海では豊漁となっている。資源評価の精度が問題となっており、水産庁は、来年のTACを前借りすることで対応できないか検討している。マイワシ対馬暖流系群についても、本県で豊漁となっている。太平洋クロマグロについては、広域漁業調整委員会指示に

より届出制が導入されているため、現在、漁協を通じて更新手続きがされている。水産庁の令和5年度予算については、積立プラスなどの漁業経営安定対策に642億円で大型予算となっており、漁港の賑わいづくりとして「海業」の振興が進められていることが説明された。

委員から意見や質問等は無かった。

(5) その他

水産漁港課の飯野主任から、漁業権に関して、海区漁場計画（素案）に係る利害関係人からの意見募集について、県ホームページで公表していることが説明された。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和5年3月16日（木）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年2月16日

議長

署名委員

署名委員